

令和7年度設計・積算技術補助業務 現場説明事項

1. 一般事項

(1) 入札の提出に関する事項について

- 1) この業務の入札は、現場技術業務契約書案及びこの現場説明指示事項に記載する条件により東海農政局競争契約入札心得（以下「入札心得」という）に従って行うものとする。
- 2) この業務の入札にあたっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税の税率を乗じた額に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税の税率を乗じた額に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2. 指示事項

(1) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- 1) 暴力団員等による不当要求または業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2) 1)により警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- 3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、発注者と協議を行うこと。

3. 細部事項

(1) 業務概要（特別仕様書に示すとおり）

(2) 業務仕様書（現場技術業務共通仕様書、特別仕様書）

(3) 契約に係る事項

- 1) 特別仕様書第9条に示す業務期間における現場技術員の人員は、125人を考えている。
また、同期間内における現場技術員の超過勤務は見込んでいない。
なお、これらについては、特別仕様書第9条に示す業務期間及び同第10条に示す業務内容に変更がない限り変更の対象としない。
準備期間は業務期間前の7日間とする。
- 2) 特別仕様書第12条に示す打合せに係る歩掛は、技師A1.75人（7回）を考えている。
- 3) 労務費単価は、令和7年5月で算出している。
なお、受注者は現場技術業務契約書第55条に基づき、請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。
- 4) 本業務における現場技術員の交通手段は通勤を考えている。
なお、本業務の積算基地は愛知県名古屋市（地下鉄名古屋城駅）である。
- 5) 管理技術者及び現場技術員は、契約締結日及び履行期間内において受注者が雇用する職員であり、他社から出向した者ではないこととし、契約締結後に監督職員が健康保険証等の公的機関が発行した証明等の写しにより確認を行う。
- 6) 本業務の実施に当たり文書作成、表計算及び図面作成のソフトは次のとおり考えている。
なお、詳細な仕様については、監督職員が指示する。

区 分	使用ソフト
ワープロソフト	MS Word
表計算ソフト	MS Excel
図面作成ソフト	Bigvan al-Nil CAD

	(P21 への変換可能なこと)
閲覧ソフト	Adobe Reader、DocuWorks

7) 事務所内において利用しているネットワーク環境の利用（ネットワークへの接続等）はできないため、発注者との情報の交換、業務成果の提出に必要な機器等については、受注者において準備するものとする。

4. 現場技術業務契約書第 33 条関係について
部分払を請求できる場合の回数は 1 回以内とする。

5. 質 疑
現場説明事項に関する質問は、入札説明書の 8 に準じて取扱う。